

18世紀の陰謀論

— 反革命誌『オイデモニア』（1795-98）における「真実」言説 —

須 藤 秀 平

1. はじめに——陰謀論の時代と『オイデモニア』

2021年1月6日、アメリカ合衆国議会議事堂を群衆が襲撃し、議会機能が一時停止する事態となったとき、人々を突き動かしていたのは、前年の同国大統領選で選挙不正があったとする陰謀論であった。とりわけそれがニューメディア、中でもインターネットを介したソーシャルメディアによって受容、拡散されたという背景も相まって、「陰謀論（英：conspiracy theory、独：Verschwörungstheorie）」というテーマは広く耳目を集めた。すでに2020年には世界規模での陰謀論研究の集大成とも言える『ラウトレッジ版 陰謀論ハンドブック』¹⁾が出版されていたが、日本でも『現代思想』2021年5月号で「特集「陰謀論」の時代」²⁾が組まれるなど、関連する書籍や論文は枚挙に暇がない。論者の立場や見解は様々ではあるが、我々は陰謀論の時代に生きている——この見方が、少なくともメディア市場において洋の東西を問わず共通認識となっていることは疑いない。

こうした陰謀論の歴史を振り返るとき、その起源はしばしば18世紀革命期のヨーロッパに求められる。³⁾ 当時、産業や社会構造の近代化、経済危機と戦争、そして何より国家転覆という極端な方法を通じてもたらされた旧体制の崩壊という事態は、世界がいかに不確かであるかを人々に突きつけ、そうした変転を可能にした黒幕として、秘密結社フリーメイソンや、その左派に位置付けられるイルミナティに対し好奇の目が向けられたのである。⁴⁾ ドイツ語圏においても、すでに1784年頃からイルミナティの暗躍と陰謀を暴露する類の著作が多数出版されていたが、1789年のフランス革命後にはそれが「黒幕論（Drahtzieher-Theorie）」として先鋭化したとされる。⁵⁾ 重要なのは、それらが刊行物を通じて世に出されたという点である。広義の陰謀論はいつの時代にもあっただろうが、そうした言説が広く世間に浸透し再生産されるという構造は、読者数の増加とメディアの発展により初めて成立する。その点でもやはり現代の陰謀論現象の起源は、識字率および出版数が大幅な高まりを見せた18世紀後半以降にあると言えよう。⁶⁾

そうした黎明期の陰謀論メディアのうち、ドイツ語圏で最大規模を誇ったものが、本稿が対象とする『オイデモニアあるいはドイツ国民の幸福、真実と正義の友のためのジャーナル』（以下、『オイデモニア』と略記）⁷⁾である。1795年3月、フランス革命の脅威に対し「ドイツの幸福な宗教的、政治的制度を維持すること」(IV)を目的に創刊されたこの雑誌は、一説にはドイツ語圏における反革命誌の最高峰とも言われるが、⁸⁾ 実際の活動の大半は、イルミナートが革命を目論んでいるとする典型的な陰謀論を匿名で広めるといったものであった。その点、政治思想の面ではたしかに目新しい特色を持つものではなかった。1790年代ドイツの政治思想に関する包括的な研究書を著したF・C・バイザーは、この媒体を「哲学というよりプロパガンダである」⁹⁾と評している。

しかし、本稿がむしろ注目したいのは、そうした「プロパガンダ」が成立しえた同時代の社会的、精神的状況と、その中での『オイデモニア』のメディアとしてのあり方である。当雑誌が実際にどれだけの発行部数でどれほどの範囲に広まったかについては明確にされておらず、¹⁰⁾ それが陰謀論の「ヨーロッパ中への拡散」¹¹⁾を果たしたという評価を鵜呑みにするわけにはいかないが、その影響力の大きさについては同時代人の反応から推察することができる。少なくとも、最初の出版地ライプツィヒの他、ゴータやイエーナ、さらには当時のフランスとの国境をなしたライン川沿いのマインツやコブレンツといった都市で『オイデモニア』に反対する新聞記事が次々に出されたことをふまえるなら、¹²⁾ その「プロパガンダ」が当時ドイツ語圏の広い範囲で注目を集め、同時代人にとって無視できないものであったのは確実である。それだけの受容を可能にした背景には、革命の是非という論争的テーマのみならず、同時代の精神性に合致するような——もしくはそれを逆撫するような——何らかの特性があったのではなからうか。

だが従来の研究は、『オイデモニア』のそうした側面に十分に光を当ててこなかった。数少ない先行研究は、一方では伝統的な歴史学的関心から、その成立史を叙述すること、特に匿名の執筆者を特定することに腐心してきた。¹³⁾ また他方では、政治思想の観点からその思想内容を整理することに関心が寄せられ、それにより『オイデモニア』は当時の自由主義的思想に対する反動的媒体としてかえって周遍的に扱われることとなった。¹⁴⁾ これらに対しJ・フォスは、『オイデモニア』の内容面のみならず文体に着目し、その「プロパガンダ様式 (Propagandastil)」を詳しく分析しているが、¹⁵⁾ そこでも同時代の文脈に照らしたその意義については示されていない。

これらをふまえ、本稿は『オイデモニア』を概念史的観点から取り上げ、それが

同時代言説との関わりにおいてどのように位置付けられるのかを考察する。このとき注目したいのは、その副題「真実と正義の友のためのジャーナル」に示されるように、『オイデモニア』が「真実 (Wahrheit)」のメディアを標榜していたという点である。この点で『オイデモニア』は当時の「真実」概念をめぐる問題圏とも関連することとなる。もっとも、「真実」概念の揺らぎやその見直しという主題は、18 世紀を通じて哲学や芸術をはじめ多岐にわたる分野で展開されたものであり、その中で本稿が扱うのは政治的ジャーナリズムを中心としたごく限られた範囲にすぎない。本稿はむしろ、現代の「ポスト真実」¹⁶⁾ 的状況との関わりを見据えつつ、メディアを通じた「真実」の流布という方法が現代的な意味でおそらく初めて成立した時代として 18 世紀末を位置付け、そうした方法を可能にする「公開性 (Publizität)」の概念を『オイデモニア』がどのように扱ったのかを明らかにしたい。その議論は自ずと、「市民的公共性／公共圏 (bürgerliche Öffentlichkeit)」¹⁷⁾ と呼ばれる社会モデルとも関連することとなる。以下、まずは『オイデモニア』における「公的な」ものの概念について確認した上で、『オイデモニア』が「公開性」をどのように理解し、またどのように実践したのかを考察する。それにより、当時「真実」のメディアを称して展開されたジャーナリズムの一例を示すことが本稿の目的である。

2. 『オイデモニア』における「公的な」もの

まずは『オイデモニア』の執筆者たちが掲げた理念と、その背景にある時代認識、そしてその中で彼らが自分たちの立場をどのように表明したのかを確認しておきたい。第一巻第一号に掲載された釈明文では、「オイデモニア」という言葉がギリシア語で「公民の幸福 (öffentliche Volksglückseligkeit)」(XI)、少々説明的に訳すなら「公的な人民の幸福」を意味するものであることが解説されている。当雑誌が本来に「公民の幸福」に寄与したかどうかはともかく、この「公的な (öffentlich)」という言葉に着目するとき、当時の社会における新たな現象との関係が見出される。すなわち、18 世紀後半のヨーロッパで成立したとされる「市民的公共性／公共圏 (bürgerliche Öffentlichkeit)」¹⁸⁾ との関係である。

「市民的公共圏」とは、政治哲学者 J・ハーバーマスが初期の主著『公共性の構造転換』(1962) において提示した一種の社会モデルである。ここで議論の補助線として、このハーバーマスの理論をかいつまんで紹介しつつ、『オイデモニア』と同時代の哲学者カント (Immanuel Kant, 1724-1804) における「公的な」ものの定義をもとに、1790 年代に生じた公共圏イメージについて確認してみたい。それと対照

することで、『オイデモニア』の執筆者たちが当時の社会情勢を強く意識した上で、自分たちの立ち位置を模索していたことが示されるだろう。

2-1. 18世紀末における「公的」概念の変容と『オイデモニア』の立ち位置

「公的」なるものの概念の変遷を扱った『公共性の構造転換』の中で、ハーバーマスは「市民的公共圏」を「私人たち (Privatleute)」の勢力圏として、¹⁹⁾ 一見するといささかねじれた形で提示している。これが意味するのは、近代、特に18世紀以降において、公権力とは別の生活圏を持つ本来「私的な」市民が、しかし同時に「市民社会 (bürgerliche Gesellschaft)」を構成することによって公権力に対抗しうる力を獲得したということである。²⁰⁾ 端的には、このとき国家に対し「市民社会」もまた「公共性」を担うようになったと言えるが、その際に重要になるのが「公衆 (Publikum)」の存在である。というのも、実際には公権力の領域に直接に参与するわけではない「市民」の力は、文字メディアを通じて「世論 (öffentliche Meinung)」すなわち「公的な意見」を形成することで発揮されるからである。²¹⁾ これにより、「市民」は限定的とはいえ国政に対する批判的機能を持ちうる存在として政治的な力を獲得したのである。こうした「公衆」のあり方をハーバーマスは「審判する公衆 (richtendes Publikum)」と定義している。²²⁾

この「公共圏」モデルに照らす形で、『オイデモニア』の特徴を今一度考えてみよう。何よりもまず、それは革命をおそれる諸侯の後ろ楯によって企画、創刊された雑誌である。歴史学者 G・クリューガーが手紙などを資料として明らかにしたところでは、当時ヘッセン＝カッセル方伯とバーデン辺境伯を中心に「A. R. J 計画」、すなわち「反革命ジャーナル (Anti-Revolutions-Journal)」創刊の計画が持ち上がり、彼らが出版許可および財政的援助として100冊の予約購入を約束したことで『オイデモニア』の出版は果たされたのだった。²³⁾ 記事の執筆は匿名でなされたが、クリューガーや同じく歴史学者の M・ブラウバッハが特定したところでは、中心的な編者はヘッセンの官吏でのちにギーセンの行政長官となるグロールマン (Ludwig Adolf Christian von Grolmann, 1741-1809) で、共同編集者および執筆者にはアイゼナハの枢密顧問官ゲヒハウゼン (Ernst August Anton von Göchhausen, 1740-1824) や、ダルムシュタットの宮廷説教師長、宗務局顧問官シュタルク (Johann August Starck, 1741-1816) といった人物たちがいた。²⁴⁾

要するに『オイデモニア』は公職ないし教会や宮廷の職務に就く者たち、したがってまさに旧来の公権力の一端を担う者たちによって、しかも旧体制の維持を目的として創刊された雑誌であり、その点で「市民」による新たな「公共圏」とは——そ

れが当時実在したと仮定するなら——構造的に対立するものだったのである。無論、これはあくまでハーバーマスのモデルに当てはめた見方であり、そうした「市民的公共圏」が当時の人々にどの程度明確にイメージされていたのかは慎重に検討すべきである。だが、それだけにいっそう、『オイデモニア』の執筆者が自分たちの目指す「人民の幸福」にあえて「公的」という形容詞を付したことは、その言葉が彼らにとっても特別な意味を持っていたことを示唆するという点で興味深い。

実際のところ、当時「公的」とされる言論の重要性が高まっていたことは、同時代のカントのテキストからも確認できる。これについて、1784 年の論文『啓蒙とは何か』においてカントが提示した「理性の公的（*öffentlich*）使用」なるものについて確認しておこう。

「啓蒙」を「未成年状態」からの脱却、²⁵⁾ すなわち他人に指図されることなく自分の頭で考え行動することと定義したこの論文の中で、カントはその啓蒙を促進するために、個人に先立って「公衆（*Publikum*）」を啓蒙する必要性を唱えた。²⁶⁾ カントによれば、それは人々に言論ないし意見表明の自由を認めることを通じて達成される。そうした意見表明のことをカントは「理性の使用」と表現するのだが、重要なのはその理性があくまで「公的」に使用されることである。この理性の「公的」および「私的」使用について、カントは次のように説明している。

自らの理性を公的に使用するというのを、私はこう理解している。すなわちそれは、ある者が学識者（*Gelehrte*）として、読者界の全公衆の前で（*vor dem ganzen Publikum der Leserwelt*）それを使用するというものである。〔それに対し〕私が私的（*privat*）使用と呼ぶのは、ある者が、自分に委ねられた特定の市民的職務ないし公職権の中で許されたものとして理性を使用するというものである。²⁷⁾

ここでカントが、社会全体に向けて文字メディアを通じて発信することを「理性の公的使用」として重視していることは明らかである。その担い手が「学識者」と呼ばれている点は一見するとエリート主義的であるが、当時の使用例ではこの言葉は「文筆家」を含めた広い意味を持っていたとされる。²⁸⁾ もちろん、読み書きの能力自体が万人に開かれたものではないという意味ではやはり限定的ではあるものの、続く箇所でも「本来の意味での公衆に文書（*Schriften*）を通じて向かう学識者」²⁹⁾ という表現がなされていることをふまえると、カントもまたこの「学識者」による「理性の公的使用」という活動を、特別な肩書を持つ者だけがなすものではなく、

世論形成に向けた文筆活動という、より一般的な行為として捉えていたことがわかる。その点で、カントにおける「公的な」もののイメージは、ハーバーマスの言う「市民的公共圏」と大きく重なっていると言える。

加えてここで注目したいのは、その反対物である「私的使用」の定義である。カントが言う理性の「私的」使用とは、おそらく通常想定されるような、各人が自分の個人的な意見を述べることではない。そうではなく、人が特定の「職務」を担った状態で、換言すれば「機構の一部」³⁰⁾をなした状態でおこなう言論活動を、カントはむしろ理性の「私的」使用と呼んでいるのである。そして、そうした「職務」の例としてカントが挙げるのは、「公職者」や「将校」、「聖職者」³¹⁾といった、旧来の公権力の担い手たち——これまた『オイデモニア』の執筆陣と重なる——であった。より包括的な「公衆」に比して、「機構」内部での言論は限られた範囲内のもの、もっと言えば「内輪の (häuslich)」³²⁾ものにすぎず、それは公権力に支えられていようとも「私的」とみなされるのである。ここにも当時の「公的」というあり方の変容、あるいは公私の概念のねじれを見出すことができる。

こうした中で、『オイデモニア』はある種の二律背反的立場に置かれていたと言える。すなわち執筆者たちは旧来の公権力を擁護しつつ、しかし同時に新たな意味での「公的な」言論に携わる必要に迫られていたのである。上述のカントの論を『オイデモニア』の執筆者たちが目にしていたかどうかは確認されていない。だが先に述べたように、少なくとも彼らが自分たちの目的を「公的な」ものとして意義付けようとしていたことは間違いない。

2-2. 「公的な」言論空間に向けて

実際のところ、『オイデモニア』の執筆者たちが世論を「公的な」ものとして意識していたことは、以下の引用文からも確認される。『オイデモニア』第一巻第一号において、彼らが捉えたドイツの現状は次のようなものであった。

悲劇的極まりないいくつかの経験が以前から証明してきたのは——注意深い為政者はそれを見過ぐすことはなかったわけだが——、ドイツ諸国民の一般精神 (Gemeinsinn) が、宗教や政治の観点において、宗教、諸侯、帝国の根本的制度、市民教育、そして国民および個々人の幸福に近々破滅をもたらすであろう一つの風潮 (Stimmung) をなしているという事実である。かつて国民の性格の主たる特徴であった宗教性、君主愛、体制や祖国への忠実さといった美德に代わり支配的になったのは、神に対する否定や冒瀆、君主憎悪、君主や御上に対して

公然となされる嘲笑 (öffentliche Verspottung)、そして文書や口頭で暴動を唱導する者によって刺激され、勢いを得た狂信的な革命欲である。これらすべてが、秘密裏にのみならず、公にされた無数の文書の中で (in unzähligen öffentlichen Schriften) 声高に唱えられているのである。その際に生じたのは、他の考えを持つ人々に対する抑圧であり、それにより冷静で党派的でない観察者でさえパリの中心部に連れてこられたような、すなわち支配的党派に反対する意見をもはや声高に叫ぶことも書くこともできない場所にいるような気持ちになるという状況である。(III)

ここにおいて示されるのは、ドイツにおける「一般精神」が変化し、それまでの「幸福」なる状態を破壊する方向にまとまりつつあるという認識である。これが世の「風潮」として捉えられていること自体、執筆者が人々の気分としての世論を強く意識していたことを伺わせるが、やはりここで注目したいのは「公的」という語の使用である。執筆者は、神や君主といった宗教的、政治的権威に対し嘲笑が向けられていることを問題にするわけだが、その際それらの権威とは正反対の側にあるはずの世間の声の方に「公的」という形容詞を付しているのである。それが「文書」とも関連付けられている点からは、彼らが著作物を介して構成される言論空間を強く意識した上で、それを「公的」という言葉で表現していることがはっきりと示されよう。

このとき記事の執筆者は、そうした「公的な」場において自分たちが「抑圧」されていると主張する。実際には、先に確認したように、彼らが諸侯の後ろ楯を持っていたことを考えると、政治的な力関係において弱者であったとは言い難い。だがそうした彼らが権威を振りかざした高圧的な論難ではなく、被抑圧者という自己演出をも用いた訴えかけを手段としたことは、その力関係が当時の言論空間においてすでに逆転していたことを物語っている。彼らは強大な世論の力を前にして、それを上から抑えつけるよりも、むしろそれが「公的」であることを認めた上で、その領域に自分たちも参与するという形で戦うことを選んだ、もしくは余儀なくされたのである。

こうして『オイデモニア』は自分たちを次のように規定する。

本誌の執筆者は、ドイツ中に分散した学識者 (Gelehrte) の会合からなる。それはあらゆる宗派、専門分野、身分の人々である。理解に難くない理由から、彼らは目下匿名を守っている。それでも何人かは、すでに領邦君主や御上、その他偉大な善きドイツ諸侯たちによく知られており、その誠実で私利私欲のな

い意図を理解してもらっている。(III.f.)

この引用文は次の三点において興味深い。一つ目は、執筆者が自分たちの多様性を謳うことにより、その公平性を主張しているという点である。地域や宗派、職能、身分において多種多様な者たちの集まりであることを強調することにより、執筆者は自分たちの活動が特定の私利私欲にもとづかない、偏りのないものであることを示そうとしている。唯一「学識者」という限定はあるが、この区分自体、先のカントが「理性の公的使用」の条件として掲げていたことを考えるなら、むしろ彼らが自分たちを「文筆家」として、「市民的公共圏」と重なる意味での「公的な」側に位置付けようとしていたことを示唆するものとなる。

だが他方では、二つ目の特徴として、執筆者は統治者との関わりをほのめかすことによって自分たちの正統性を主張してもいる。ここにおいて彼らは自分たちが「公的」である証を旧来の公権力に結びつけているとも言える。その点では、「公的」という概念は両義的なものであったと考えるべきだろう。

それでも、三つ目になるが、その活動が「匿名」でなされるという点からは、そうした旧来の権力が「公的な」力を失いつつあるという認識を導き出すことができる。当時、匿名は主として「支配的な公共性に触れる可能性がある場合の隠れ蓑」³³⁾であったとされる。この「支配的な公共性」とは通常は統治者の権力を指すが、『オイデモニア』の場合は逆である。諸侯に認められ、旧体制の維持を唱える彼らが統治者に対し名前を隠す必要はなく、事実、自分たちの身元を統治者らが保証してくれると公言して憚らない。それにもかかわらず彼らが名前を伏せたのは、自分たちの言論がもはや「支配的な公共性」となった公衆の反発を受けることをおそれたためであろう。ここには被治者が公権力をおそれるのではなく、公権力に与する側が公衆をおそれるという構図を見て取ることができる。

3. 「真実」のメディアを目指して——『オイデモニア』の「公開性」

上述のように『オイデモニア』は、公平な論者が弱者の声を届けるという、それ自体では崇高とも言える理念を表明していたが、実際には陰謀論の流布に加え、ほとんど誹謗中傷とも言える個人攻撃をもおこなった。その点で『オイデモニア』は通常の意味での真実のメディアとは言い難い。だがこれについても、同時代の「公開性」をめぐる言説に着目するなら、その特異な立ち位置が浮かび上がってくる。

3-1. 同時代の「公開性」要求——理想と現実のはざまで

「公」の反対は「私」であるが、「秘密 (Geheimnis)」もまた「公」の対極にある。この意味で、18 世紀における「公的な」言論の要求は、同時に「秘密」の放逐を目指すものでもあった。闇に閉ざされた状態としての蒙を啓くことを旨とした「啓蒙 (Aufklärung)」を理想とする者たちにとって、特に政治の領域から秘密を追ひ払うこと、すなわち絶対主義の政治理論および行政組織の基礎となる「統治の秘密 (arcana imperii)」を暴くことは必須の目標となった。³⁴⁾ このとき重要になるのが「公開性 (Publizität)」の原理である。

この公開性要求の代表例となるのが、これまたカントが『永遠平和のために』(1795) において提唱した「他者の権利にかかわる行為のうち、その原則が公開性 (Publicität) と折り合いのつかないものは、すべて不正である」³⁵⁾ という考え方である。これをカントは「道徳と政治の一致」³⁶⁾ のための方法と呼び道徳的政治の条件とみなしたが、この意味での「公開性」、すなわち政治的な意思決定過程が「公衆」の批判的吟味に開かれているという状態が、現代の民主主義の基本原則でもあることは言うまでもない。

しかしながら、広い意味での言論における公開性とその実践に際しては、すなわち「真実 (Wahrheit)」を万人に伝えるべきか否かという問題に関しては、啓蒙を促進しようとする者たちのあいだでもかなり意見が分かれていた。このとき、フリードリヒ大王（在位 1740-1786）統治下のベルリンで、いわば大王のシンクタンクとして 1783 年から 1798 年まで活動した啓蒙主義のサークル「ベルリン水曜会」（別名「啓蒙友の会」）においてなされた議論はその好例となる。これについては以前に論じたことがあるので、³⁷⁾ 本稿では簡単な紹介に留めるが、要は国家事業としての民衆教育を推進する立場にあったはずの啓蒙家たちの大半が、「真実」と「誤謬」に関する議論に際し、民衆に「真実」を伝えるべきではないとする回答を寄せたのである。

少し詳しく見てみよう。カントの公開性論に先立つ 1783 年、水曜会の会合において「新たな誤謬へと誘惑されることによって、もしくは慣れた誤謬に置かれたまままでいることによって欺かれることは、一般大衆層にとって有益か」³⁸⁾ という問題が提起され、翌年にかけて会員間での回覧板を通じた討論がなされたとき、会員の一人は、民衆にとって「ある誤謬が、彼らが格別注意を払うべき問題について理解を助けてくれているとすれば」、それを奪うべきではないとの意見を表明した。³⁹⁾ 別の一人も同様に、民衆がある原則や見解を行動の動機とすると、それが「道徳にとって好都合であるならば」、「たとえそれ自体が不確かであったり疑わしいもの

であったり、もっと言えば間違っていたとしても」それを民衆から奪うべきではないと述べた。⁴⁰⁾ 要するに、彼らは有用性を真実に優先させ、人々の理解や道徳にとって「有益」であるならば、人々にあえて真実を伝えるべきではないと主張したわけである。時代的な制約はあるにせよ、これは言論の公開性という原理には反すると言わざるをえない。

ここにおいて指摘しうるのは、啓蒙を信奉することと公開性を要求することが必ずしも相関していないということである。それどころかベルリン水曜会の会員に言わせれば、公開しないこと、すなわち「秘匿 (Geheimhaltung)」は「啓蒙されていない公共圏」による妨げから自由な言論を守る手段ですらあった。⁴¹⁾ 彼らの大多数にとって重要だったのは、コンテクストを共有していない者たちによる誤解を避け、信頼できる者同士でしっかり議論を重ねることだったのであり、その意味で秘匿はむしろ「啓蒙の促進剤」⁴²⁾ にもなりえたのである。⁴³⁾

もちろん、この会の意見を当時の啓蒙主義の典型とみなすわけにはいかないだろう。しかしその会員たちは、ビースターやゲーディケ、クライン、スヴァーレッツといった、カントの論文『啓蒙とは何か』を掲載した雑誌『ベルリン月報』の編集者および寄稿者たちであり、カントと同じく当時の「啓蒙」論を牽引していた者たちである。⁴⁴⁾ 公開性の対立概念とされる *Obskurität*——不都合な事実を隠蔽することによって問題が明るみに出ることを妨げる態度——は日本語で「蒙昧主義」、場合によっては「反啓蒙主義」と訳されるが、真実の伝達を阻むことや、真実でないものを広めることもそこに含めるのであれば、公益に奉仕することを目指していたはずのベルリンの啓蒙家たちのあいだにもそれは確認されるということになる。

これに対し、次に論じるように『オイデモニア』は「公開性」を宣言し、それを実践した。⁴⁵⁾ カントの公開性論が発表されたのと奇しくも同年の1795年、正確にはカントに半年以上先んじて『オイデモニア』は創刊され、⁴⁶⁾ その第一号において「公開性」を自分たちの指針として掲げているのである。

3-2. 「世論の調律」と「赤裸な真実」

これまでの内容をふまえて、改めて『オイデモニア』が掲げた理念とその実践方法について分析してみよう。先に触れたように、『オイデモニア』が出发点としたのは、自分たちが敵対者の声によって抑圧されているという状況認識であった。ここでは執筆者は、旧来の権力に対する「公的な嘲笑」のせいで自分たちが反対意見を述べられない状況にあることを嘆いていた。これはさらに、そうした敵対者によって「世論」が不当にも「調律」されているという形で表現される。

彼ら〔ドイツにおける「ジャコバン派」〕がその救いがたい目的を達成するために用いた手段のうち、最も有効であったものの一つは、なんとも小狡いシステムであった。それは教養層を、国も人もだめにする彼らの兄弟の契りの中に引き入れ、あらゆる種類の著作家たち、例えば誹謗文章家や日記書き、喜劇や悲劇の作者、職業詩人、その他こうした社会階級に数えられる者たちを通じて、世論（öffentliche Meinung）を恣意的に、自分たちの意図に合わせて調律する（stimmen）というものであった。（VIII f.）

ここで執筆者は、哲学者や思想家に限らない、あらゆる種類の著作家による「世論」の恣意的な「調律」を糾弾しながら、その方法は「最も有効」であったとしてその効力の大きさを認めてもいる。「兄弟の契り」という言葉は、構成員同士を「兄弟」と呼び合うことを規則としたフリーメイソンを示唆している。その活動は閉ざされた「私的な」領域でなされるはずのものだが、『オイデモニア』はそれがむしろ「世論」すなわち「公的な意見」に影響を与えていることを指摘している。

こうした中で『オイデモニア』は、自分たちをより客観的かつ中立的に「真実」を提供するメディアとして位置付けようとする。

ただこのとき、せめて別の考えを持つ者たちにも、ドイツの安寧や痛みに関わる事柄について意見を言わせることは認められないだろうか？ 誤りを含んだ危険な文章から、それがしばしば身に纏っている雄弁さや書き方の巧みさという部分を奪い去り、すなわち赤裸な真実（nackte[] Wahrheit）という形で世に問い、今後途方も無い悲慘がもたらされぬよう警告することは許されないだろうか？（IV）

「別の考えを持つ者たち」に対する寛容さや意見の多様性を求めるという体裁は、これまでも確認した通りである。ここではさらに、世の「真実」が「雄弁さや書き方の巧みさ」により隠蔽されているという見方が示されている。これに対し、それらを排した「赤裸な真実」を提示するという目標が語られるわけだが、このように「真実」を秘匿しないばかりかより純粋な形で「公衆」に伝えるという方法は、それ自体で見れば極めて啓蒙主義的かつ民主主義的なものであると言える。

では、『オイデモニア』は何を「真実」と呼び、それをどのように伝えようとしたのか。彼らが唱える「真実」とは、ひとえに「ジャコバン派」あるいは「著作家たち」が革命を画策し推進しているとする見方のことである。これは次の引用文に

集約されよう。

フランスの文学史に一瞬でも目を向けるなら、昨今のフランス人が唱える主張、すなわち著述家 (Schriftsteller) たちがかたや祭壇を、かたや王座を徐々に揺るがすことにより革命を用意したというあの主張が真実 (Wahrheit) を語ったものであるということがわかる。まさにこれと同じことが、ドイツの多数の著作物においても起こっている。(III)

このことが「真実」であることを証明するために『オイデモニア』がとった方法は、「ドイツ・ジャコバン派のある重要な証拠書類 (Dokument)」を「公開する (zur Publicität bringe[n])」(4) というものであった。すなわち彼らは1794年に「ジャコバン派」が出版した、それも「手稿ではなく、本当に印刷された」(5) のものとされる文書「ドイツ国民への再度の呼びかけ (Wiederholter Aufruf an die deutsche Nation)」をノーカットで再掲載したのである。そこには本文と並行して同程度の分量の脚註が付され(註はaからz、そしてさらにaからsまでの計45個)、記事はあわせて36頁に及ぶ。もとの文書は、目下の対仏戦争を「フランスの自由および人権に対して引き起こされた不当な戦争」(8) として批判する内容のものであり、それに対し『オイデモニア』が脚註で試みたのは、それを「万人の安全のための戦争」(9) とみなすことによって正当化することである。本文、すなわち「ジャコバン派」によるものとされる文書の冒頭の部分を引用してみよう。

諸君は聞いたか、ドイツの諸国民よ、オーストリア王家の新たな徴兵のことを？ 何だって？ お前たちはまたもや12万人の男たちを畜殺台a) に行かせるつもりなのか？ お前たちは、かろうじて残された力のみなざる若者たちをフランスの自由と人権に反して引き起こされた不当な戦争の犠牲にしようというのか？ (8)

この文章に付された註a) は次のようなものである。

a) 畜殺台。戦争はどれも畜殺台だ。無血で終わることはないのだから。目下の戦争は、これまでの他の戦争以上のものだということか？ ドイツ人かフランス人か、どちらの側がそのような忌まわしい梓を与えられるにふさわしいのか？ (……) いかなる独裁国家でも起こらないようなことが、自由と平等の国

では哲学的自由の独裁者たちによって好き勝手になされてきたのだ。死刑執行人の手に落ちないようにするために、自由の戦士たちは屠畜のように、されるがままずるずると従軍しなければならなかった。そしてどのように虐殺されたかは、誰もが知るところだ。(7)

このように戦争の意義付けについて、あるいは続けて同時代の「自由への熱狂」(11)やジャコバン派による「プロパガンダ」(17)について、『オイデモニア』の執筆者は、敵対者のテキストに対し逐一注釈をほどこし反論を差し挟む形で自らの意見を展開していく。そして、「真の (wahr) 専制君主」がマラーやロベスピエールといったフランスの革命家たちであることは「真実 (Wahrheit) に対する感性をいまなお有する誠実なドイツ人」(18)にとっては自明であるとの見解を提示するに至る。

このとき取られた「公開」の方法、すなわち引用と注釈という方法は、それ自体では十分に公平なものである。引用された文書が本物であれば、それはすでに世に出されている「公的な」文書を引用したにすぎない。あるいはそれが仮に不当に入手されたものか、ひょっとしたら捏造されたものだったとしても、対立する二つの意見を並置し、それを公衆の判断に委ねようとしている点では、公開性にもとづく議論に寄与するものと言えなくもない。ここにおいて『オイデモニア』の「公開性」は、「市民的公共圏」が担ったとされる、文字メディアを通じた「公的な」討議の実践例として位置付けられることとなる。

3-3. 新たな別の「真実」の構築

だが、やはり問題となるのは、『オイデモニア』が主張する内容がそもそも本当に真実であったかどうかという点であろう。例えば先に挙げた、「作家たち」が革命を用意したという見方はあくまで一つの見方、あるいは創作されたストーリーと呼ぶべきものであり、決して「真実」と断言しうるものではない。

この点で『オイデモニア』の「公開性」は、より客観的な真実を明らかにするというよりも、彼らが思い描く「真実」の構築を目指すという性質のものであった。ここで現代の「ポスト真実」をめぐる議論を参照し、「オルタナティヴ・ファクト」すなわち「もう一つの事実」を掲げる論法との類似性を指摘することも可能だろう。かつて政治思想家 H・アーレントは、不都合な事実を隠したり誤魔化したりする「伝統的な嘘」に対し、新たな別の「真実」を作り出すものを「現代的な嘘」と定義したが、⁴⁷⁾ 現実とは別のリアリティを持つ虚構を創出し、それにより敵対者の真実性を否定する (アーレントの言葉では「破壊する」) という特徴は『オイデモニア』

にも十分に指摘できる。

実際のところ、『オイデモニア』は自分たちが取り上げるテーマについて、「その論拠を幾度も繰り返すことにより、同時代の政治的言説において効力を持たせる」⁴⁸⁾という方法をしばしば用いていた。そしてその際には自分たちと似た意見を持つ新聞雑誌のみならず、彼ら自身がかつて発表した記事を参照することで、同様の見解がいかに多くの場所で語られ、その点でいかに信頼しうるものであるかを裏付けようとしたのだった。⁴⁹⁾ 言ってみれば彼らは、「公開」を何度も重ねればそれはいずれ人が認める「真実」となりうると考えたのだろう。こうした同質の意見を持つ者同士の「相互引用」や「反復による自己確証」という方法は、現代の陰謀論者にも指摘されている。⁵⁰⁾

あるいはもっと端的に、彼らが個人に対する誹謗中傷をおこなったこともまた看過できない。その代表例として、ウィーンの検閲官レッツァー (Joseph Friedrich von Retzer, 1754-1824) に対する攻撃が挙げられよう。『オイデモニア』第二巻第二号に掲載された「人目につかない兄弟の権力について」という、フリーメイソンおよび「イルミナティ主義の存続とその危険性」⁵¹⁾を吹聴した記事の中で、執筆者はレッツァーが「イルミナティに属している」⁵²⁾と主張し、革命の陰謀への関与を示唆している。このときレッツァーがフリーメイソンに加入していたことはたしかに事実ではあるものの、⁵³⁾ その左派であるイルミナティとの関係は定かではなく、さらにイルミナティ自体が実際には1789年の革命以前にすでに勢力を失っていたことをふまえるなら、⁵⁴⁾ 『オイデモニア』のこの論説はやはり事実を恣意的に歪めた陰謀論に他ならない。

彼らのそうした方法を可能にしているのは、「公開性」に関する次のような認識である。

正義の仕事 (gerechte[] Sache) に携わるという意識が我々を鼓舞し、万人の幸福を脅かす犯罪者たちを、その隠れ家の奥の奥に至るまで探し求め、そこから引きずり出しては、公開性というおそろしい裁きの座 (furchtbare[r] Richterstuhl der Publicität) にゆだねるために全力を尽くさせるだろう。(XIf.)

「幸福を脅かす犯罪者」であれば、「正義」の名のもとに「公開性というおそろしい裁きの座」にゆだねてもよい——この「公開性」の先にあるのは、公衆の批判的吟味ではなく私的な制裁であろう。ここには公開性という原理自体の両義性を指摘しうる。本稿前半の議論に戻って意義付けるなら、ハーバーマスが公共性論において

提示した、国政を批判しうる「審判する公衆（richtendes Publikum）」⁵⁵⁾には、18 世紀の時点ですでに表裏があったということである。公衆の「審判する」すなわち「裁く」力は、為政者に対してのみならず、「公開性」のもとに晒された私人に対しても向けられうるものだったのである。

18 世紀末の不安定な社会情勢の中で「真実」の自明性が失われたとき、その新たな根拠として信じられたものの一つに「世論」すなわち「公的な意見」があった。ここにおいて著述家は読者公衆に対し、自分の言論こそが「真実」であるということとをどうにかして示さなければならなくなった。しかしそれは裏を返せば、「世論」という「公的」な場で認められさえすれば「真実」を恣意的に構築できるようになったということでもある。そうした「真実」を掲げ合う闘争に真っ先に参入した『オイデモニア』が「公開性」を最大の武器としたことは、その時代に生じえた「市民的公共圏」の側面として記憶しておくべきだろう。

注

- 1) Butter, Michael/Knight, Peter (Hrsg.): Routledge Handbook of Conspiracy Theory. London 2020.
- 2) 『現代思想』第 49 巻第 6 号、青土社、2021 年。
- 3) 辻隆太郎「陰謀論へのイントロダクション」、『現代思想』第 49 巻第 6 号、42 頁を参照。
- 4) フリーメイソン（英：freemason、独：Freimaurer）は元来中世の石工職人の国際組織であったが、近世になって知識人の秘密結社として、イギリスをはじめヨーロッパ中に広がった。18 世紀後半のドイツでは、構成員同士を「兄弟」とみなす平等の理念から王侯貴族と市民が同席しており、その点ではむしろ非政治的で「無害」な道徳的施設であったとも言える。西村稔『文士と官僚——ドイツ教養官僚の淵源』木鐸社、2002 年、171 頁以下を参照。フリーメイソン研究者 S・L・ホフマンも同様の観点から、フリーメイソンの会所が国家に対する陰謀の場ではなくむしろ「社会的和解の場」として機能していたことを指摘している。ホフマン、シュテファン＝ルートヴィヒ『市民結社と民主主義 1750-1914』山本秀行訳、岩波書店、2009 年、22 頁を参照。これに対しイルミナティ（Illuminatenorden、光明会／啓明結社とも訳される）は、フリーメイソンのように秘密結社内に沈潜するのではなく、「純粋な真理を広め、徳に勝利をもたらす」ことを目指す、より実践的で反体制的な色彩の強い集団であった。それは 1776 年に南ドイツのインゴルシュタットで設立された後、勢力を拡大

シミュンヒェンに、さらにライン地方のマイantz、ボン、アーヘン、ノイヴィー
トなどに形成され、1783 年頃に最盛期を迎えたとされる。もっとも、1785 年
にはバイエルンやオーストリアで禁止、弾圧されており、その点ですでに革命
以前に実際の勢力は失われていたと考えられる。浜本隆志『ドイツ・ジャコ
バン派——消された革命史』平凡社、1991 年 57-61 頁を参照。

- 5) Vgl. Kreutz, Wilhelm: »L'inscription qu'on pourra mettre sur les ruines des trônes, [...] peut être conçue dans ces deux mots: ›L'ouvrage de l'Illuminisme!«». Johann August Starck und die ›Verschwörungstheorie«. In: Weiß, Christoph (Hrsg.): Von ›Obscuranten‹ und ›Eudämonisten‹. Gegenauflklärerische, konservative und antirevolutionäre Publizisten im späten 18. Jahrhundert. St. Ingbert 1997, S. 279f.
- 6) 当時の読者人口は、18 世紀前半には全人口の 10 パーセントであったのが 1770 年代以降 2 倍となり、さらに 1800 年には 25 パーセントに増大したと推定されている。Vgl. Wehler, Hans-Ulrich: Deutsche Gesellschaftsgeschichte. Erster Band. Vom Feudalismus des Alten Reiches bis zur defensiven Modernisierung der Reformära. 1700-1815. München 1987, S. 303. 出版数については、17 世紀全体では約 20 万点であったのが 18 世紀には 50 万点に上がった。書籍見本市の展示数で言うと、18 世紀全体で約 16 万点が展示されたが、そのうちの 11-12 万点は後半期に展示されたものであり、したがって世紀全体の出版の 3 分の 2 以上が後半期に集中していることになる。Vgl. Wehler, a. a. O., S. 304. また 1780 年代以降には、陰謀論そのものを流布する著作物の他、秘密結社を題材にした小説作品もまた多数出版された。ザフランスキーは、1780-90 年代に「秘密結社小説」のジャンルに属するものが 200 点以上出版されたとしている。ザフランスキー、リュディガー『ロマン主義——あるドイツ的な事件』津山拓也訳、法政大学出版局、2010 年、47 頁を参照。
- 7) Eudämonia oder deutsches Volksglück, ein Journal für Freunde von Wahrheit und Recht. Erster Band: Leipzig 1795, Zweiter Band und Dritter Band: Frankfurt am Main 1796, Vierter Band und Fünfter Band: Frankfurt am Main 1797, Sechster Band: Nürnberg 1798. 本稿では、その理念がよく表れている第一巻を中心的な対象とし、引用に際しては本文中の括弧内に頁数のみを記す。なお、頁数がローマ数字で表記される場合もある。
- 8) ブラウバッハは『オイデモニア』について、「同等の激烈さで、革命あるいは遠回しにも自由の原則、革命の原則を想起させるあらゆるものと戦った新聞雑誌はおそらく他にない」と評している。Vgl. Braubach, Max: Die „Eudämonia“

- (1795-1798). Ein Beitrag zur deutschen Publizistik im Zeitalter der Aufklärung und der Revolution. In: Günter, Heinrich (Hrsg.): Historisches Jahrbuch. Bd. 47, Heft. 2. München 1927, S. 311f.
- 9) Beiser, Frederick C.: Enlightenment, Revolution, and Romanticism. The Genesis of Modern German Political Thought, 1790-1800. Cambridge/Massachusetts/London/England 1992, S. 328.
- 10) Vgl. Voss, Jürgen: Die Eudämonia (1795-1798). Ein Kampforgan reaktionär-konservativer Grundhaltung. In: Bois, Pierre-André/Heitz, Raymond/Krebs, Roland (Hrsg.): Voix conservatrices et réactionnaires dans les périodiques allemands de la Révolution française à la Restauration. Bern/Berlin/Bruxelles/Frankfurt am Main/New York/Wien 1999, S. 298.
- 11) Vgl. Kreutz, a. a. O., S. 271.
- 12) Vgl. Braubach, S. 334-337. 例えばコブレンツでは、親革命派の旗手として活躍していたジャーナリスト、ヨーゼフ・ゲレスが、自ら主幹する『赤新聞 (Das rote Blatt)』創刊号に『『オイデモニア』の生みの父と育ての父、全貴族主義者、狂信者、蒙昧主義者どもにこの雑誌を捧ぐ』との文言を添えた。Vgl. Görres, Joseph: Gesammelte Schriften. Bd. 1: Politische Schriften der Frühzeit (1795-1800). Hrsg. von Braubach, Max. Köln 1928, S. 69.
- 13) 初期の歴史学的研究として、Vgl. Braubach, a. a. O.; Krüger, Gustav: Die Eudämonisten. Ein Beitrag zur Publizistik des ausgehenden 18. Jahrhunderts. In: Meinecke, Friedrich und Brackmann, Albert (Hrsg.): Historische Zeitschrift. Bd. 143, H. 3, 1931.
- 14) こうした評価を示した政治思想史的研究として、Vgl. Epstein, Klaus: The Genesis of German Conservatism. Princeton/New Jersey 1966; Beiser, a. a. O.
- 15) Vgl. Voss, a. a. O.
- 16) 「ポスト真実」とは、「世論を形成する際に、客観的な事実よりも、むしろ感情や個人的信条へのアピールの方がより影響力があるような状況」を指すものとして、2016年に『オックスフォード英語辞典』が「ワード・オブ・ザ・イヤー」に選出した言葉である。特にブレグジットやD・トランプが当選した米大統領選挙を背景とするとされる。ドイツ語圏における「ポスト真実 (postfaktisch)」およびその関連語をめぐる現代の状況については、犬飼彩乃「クレメンス・J・ゼッツ『ケーフェイと文学』からみるポスト真実時代の第四の壁」、日本独文学会『ドイツ文学』第164号、2021年、161頁以下を参照。

- 17) これについては次節で詳述する。
- 18) Öffentlichkeit について、本稿では、それをおもに広義の社会的空間を表すものと捉え「公共圏」という訳語を採用するが、公的であるという属性を表す場合には「公共性」という訳語を用いる場合もある。
- 19) Vgl. Habermas, Jürgen: Strukturwandel der Öffentlichkeit. Untersuchungen zu einer Kategorie der bürgerlichen Gesellschaft. Mit einem Vorwort zur Neuauflage 1990. Frankfurt am Main 2013, S. 86.
- 20) Vgl. Habermas, a. a. O., S. 76.
- 21) Vgl. Habermas, a. a. O., S. 86f.
- 22) Vgl. Habermas, a. a. O., S. 84.
- 23) Vgl. Krüger, a. a. O., S. 481-483; Epstein, a. a. O., S. 538-540.
- 24) この他、フランクフルト・アム・マインの公使館参事官リーゼ (Johann Karl Philipp Riese, ?-1808) や、さらにオーストリアで最初の保守主義的新聞『ウィーン新聞』の創刊者であるホフマン (Leopold Alois Hoffmann, 1760-1806) および反革命雑誌『革命年鑑』の編集者ライヒャルト (August Ottokar Reichard, 1751-1828) といった保守系ジャーナリストらも執筆に協力したとされる。Vgl. Braubach, a. a. O., S. 330ff.; Krüger, a. a. O., S. 468ff.; Voss, a. a. O., S. 272.
- 25) Kant, Immanuel: Werke in zwölf Bänden. Bd. XI. Schriften zur Anthropologie, Geschichtsphilosophie, Politik und Pädagogik I. Hrsg. von Weischedel, Wilhelm. Frankfurt am Main 1964, S. 53.
- 26) Vgl. Kant, a. a. O., S. 54.
- 27) Kant, a. a. O., S. 55.
- 28) 西村、前掲書、124 頁以下を参照。なお西村によれば、gelehrte という語はそれ以前の「中世的＝人文主義的用法」では大学で教育を受けたことを表し、そのとき「学識者」は身分として揺るぎない地位を持つこともあった。西村、前掲書、123 頁以下を参照。
- 29) Kant, a. a. O., S. 56.
- 30) Ebd.
- 31) Ebd.
- 32) Kant, a. a. O., S. 57.
- 33) 西村、前掲書、206 頁。
- 34) 西村、前掲書、215 頁以下および大竹弘二『公開性の根源——秘密政治の系譜学』太田出版、2018 年、56 頁以下を参照。

- 35) Kant, a. a. O., S. 245.
- 36) Kant, a. a. O., S. 244.
- 37) 拙稿「真理に惑う啓蒙主義——ベルリン水曜会における「真実／真理」言説の差異」、福岡大学研究推進部『福岡大学人文論叢』第53巻第3号、2021年を参照。
- 38) Keller, Ludwig: Die Berliner Mittwochs-Gesellschaft. Ein Beitrag zur Geschichte der Geistesentwicklung Preussens am Ausgange des 18. Jahrhunderts. In: ders. (Hrsg.): Monatshefte der Comenius-Gesellschaft. Bd. V. Heft 3 u. 4. 1896, S. 75.
- 39) プロイセン一般ラント法の起草に携わった司法官僚クライン (Ernst Ferdinand Klein, 1744-1810) の意見。Vgl. Keller, a. a., O., S. 77f.
- 40) 法学者スヴァーレツ (Carl Gottlieb Svarez, 1746-1798) の意見。Vgl. Keller, a. a., O., S. 79.
- 41) Vgl. Nehren, Birgit: Aufklärung - Geheimhaltung - Publizität. Moses Mendelssohn und die Berliner Mittwochsgesellschaft. In: Albrecht, Michael/Engel, Eva J./Hinske, Nobert (Hrsg.): Moses Mendelssohn und die Kreise seiner Wirksamkeit. Tübingen 1994, S. 99.
- 42) Nehmen, a. a. O., S. 100.
- 43) そもそも政治における公開性が要求される以前には、政治的秘密から排除された者たちが、個人のひそかな「親密圏」の中で、国家と宗教の秘密に対する「第三の秘密」たる「市民社会」の秘密を持つことによって私人としての道徳を醸成していたとすることができる。西村、前掲書、217頁以下を参照。こうした秘密を担ったものの一つがフリーメイソンであった。ホフマンもまた、フリーメイソンにおける秘密は決して陰謀のためではなく、「人工的にヴェールのかかった社会空間」を創り出し、その中で彼らの中心概念である「徳」を栄えさせるために用意されたものであったと定義している。ホフマン、前掲書、23頁。
- 44) 実際には彼ら自身、自由な文筆家というよりは司法官僚や宗教局顧問官といった、公権力に与する者たちであり、議論の自由と王への服従とのあいだで二律背反的な立場に置かれていた。このことについて、西村、前掲書、197-227、特に211頁を参照。
- 45) これに対して『オイデモニア』が親革命派のゲレスから「蒙昧主義者ども (Obskurantenbande)」との誹りを受けたことは、当時の言論の混沌とした状況を示す例として興味深い。註12を参照。
- 46) カントの論文は10月、『オイデモニア』は3月に出版されている。なお、『オ

イデモニア』の最初の出版地ライプツィヒはプロイセンではなくザクセン王国に属している。

- 47) アーレント、ハンナ「真理と政治」、『過去と未来の間——政治思想への8 試論』引田隆也、齋藤純一訳、みすず書房、1994 年、343 頁以下を参照。これを含めた、政治における「嘘」に関するアーレントの複数の論考にもとづいて「ポスト真実」を論じたものとして、百木漠『嘘と政治——ポスト真実とアーレントの思想』青土社、2021 年を参照。
- 48) Voss, a. a. O., S. 273.
- 49) Vgl. Voss, a. a. O., S. 275.
- 50) 辻、前掲論文、45 頁以下を参照。
- 51) Eudämonia. Zweiter Band, S. 125.
- 52) Eudämonia. Zweiter Band, S. 123.
- 53) Vgl. Rosenstrauch E.: Art. „Retzer“. In: Österreichische Akademie der Wissenschaften (Hrsg.): Österreichisches Biographisches Lexikon 1815-1950. Online Edition. (https://www.biographien.ac.at/oebl/oebl_R/Retzer_Josef-Friedrich_1754_1824.xml)
- 54) 註 4 を参照。
- 55) Habermas, a. a. O., S. 84.

Verschwörungstheorie im 18. Jahrhundert
 — Diskurs der „Wahrheit“ in der gegenrevolutionären Zeitschrift
Eudämonia (1795-98) —

Shuhei SUTO

Das Ziel dieser Arbeit ist es, die Zeitschrift *Eudämonia oder Deutsches Volksglück, ein Journal für Freunde von Wahrheit und Recht* aus begriffsgeschichtlicher Perspektive zu untersuchen und dabei insbesondere ihre Rolle als propagandistisches Medium herauszuarbeiten. Derzeit erweckt das Thema „Verschwörungstheorie“ in verschiedenen Fachbereichen Interesse. Der Archetypus ihres Mediums findet sich bereits gegen Ende des 18. Jahrhunderts. Als eine der repräsentativen Zeitschriften dieses Genres stellt die *Eudämonia* ein herausragendes Beispiel dar. Bislang wurde ihre Bedeutung jedoch primär im Kontext ihrer politischen Ideologie untersucht, weswegen ihre Rolle als propagandistisches Medium noch unzureichend erforscht ist. Daher setzt sich diese Arbeit zum Ziel, die *Eudämonia* im Kontext der „bürgerlichen Öffentlichkeit“ und des Konzepts der „Publizität“ zu untersuchen.

Zunächst wird erläutert, dass sich die anonymen Verfasser der *Eudämonia* in der Notwendigkeit sahen, gezielt eine neue Öffentlichkeit anzusprechen. Die im 18. Jahrhundert aufkommende „bürgerliche Öffentlichkeit“ stellt eine Abkehr von dem alten Regime dar. Die *Eudämonia*, welche unter fürstlichem Schutz veröffentlicht worden war, nahm jedoch den Wechsel der damaligen Stimmung wahr, mit dem das Publikum zur „öffentlichen“ Macht gelangt ist.

Danach wird die Besonderheit der von den Verfassern der *Eudämonia* gebrauchten „Publizität“ im Vergleich mit dem Text Immanuel Kants und der Diskussion in der „Berliner Mittwochsgesellschaft“ untersucht. Im Gegensatz zu Kants Forderung nach Publizität befürwortete ein Großteil der zeitgenössischen Aufklärer die Geheimhaltung der Wahrheit gegenüber dem Volk. Die *Eudämonia* hingegen praktizierte die Idee der Publizität, indem sie die „nackte Wahrheit“ präsentierte.

Anschließend wird die Verbindung zwischen dem Konzept der „Wahrheit“ in der *Eudämonia* und den „alternativen Fakten“ unserer heutigen Zeit behandelt. Es gab ab 1795 einen neuern Diskurs über die Wahrheit, in dem man sich in der Verpflichtung sah, in der Öffentlichkeit eine Wahrheit erzeugen zu müssen.

Germanistik Kyoto

(ゲルマニスティク京都)

第 24 号

2023 年 9 月 15 日 発行

発行 日本独文学会京都支部
〒 606-8522
京都市左京区下鴨半木町 1-5
京都府立大学文学部
青地伯水研究室気付
支部長 青 地 伯 水

編集 編集担当支部委員
小 林 哲 也
吉 田 孝 夫

メールアドレス kyoto@jgg.jp

郵便振替口座 01010-7-31310

印刷 株式会社 田中プリント